創業支援事業委託仕様書

この仕様書は船橋商工会議所（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に委託する創業支援事業の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

１．委託業務名

令和５年度「創業支援事業（創業塾）」実施業務委託

２．委託業務期間

契約締結日の翌日から令和６年３月31日まで

３．委託業務内容

（１）創業支援事業（創業塾）のねらい・目的

・「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」「ビジネスプラン作成」５項目を含む講座で幅広く学び、経営者として資質を高め、継続可能な事業経営ができる基盤を築くため、事業者において必要な知識、着目点を習得する
・創業仲間を見つけることや、創業に対する意欲の向上を目指す
・市内で潜在的にいる創業希望者の掘り起こしを行う
・市内での開業・創業を目指す

（２）概要

①開 催 期 間　令和５年８月～12月
・創業塾　上期・下期　各全５回／30時間（休憩を除く）とし、開催期間内に実施
・原則、土曜日　※時間数については調整可

②開 催 場 所　感染症対策のためオンラインでの開催も可能とし受託者が開催できる環境を整えることとする。対面での開催となった場合は感染症対策を講じ船橋駅周辺の会場とし、船橋商工会議所会館を使用することも可能。使用時間を９時から17時までとし船橋商工会議所と協議の上使用の可否を決定する。但し必要に応じて受託事業者が他の会場を確保することもできる。

③受 講 人 数　50名程度

④内　　容　本事業のねらい・目的に沿った内容であること

⑤受講対象者　未創業者・創業間もない者

⑥委託金額限度額　1,600,000円（税込）

４．契約条件

乙は、本事業運営に必要な下記の業務を行うものとする。

（１）　事業の実施・運営

①　本事業「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」「ビジネスプラン作成」５項目を含む講座の実施・運営

②オンラインでの開催の場合は、通信の環境を整え問題なく開催する
③対面での開催の場合は、会場の確保
④日程・カリキュラム・告知チラシの作成・提出を２カ月前までにすること
　カリキュラムは本事業のねらい・目的に沿った内容とし、受講生全員が自己紹介・ビジネスプランの発表を行うよう時間を設けること
⑤遅くとも開催日１ヵ月前から周知・申し込みを開始すること
⑥本事業に係る講師・アシスタントの派遣・招聘・謝礼支払い
⑦教材及び資料を作成し必要部数を用意、各団体より取りまとめた資料と共に受講者へ郵送する
⑧本事業に必要な備品準備（受講生に配布する備品・消耗品など）
⑨受講者の募集案内、広報活動・PR 活動を行う
　受講生募集のための告知チラシのデータの提出、印刷部数については会議所と協議し決定する
　その他、チラシ以外の媒体による広報活動を行うこと
⑩申込受付及び受講料の徴収
⑪受講者の名簿作成、出欠確認等、本事業運営に必要な事務作業
⑫本事業受講者からの質疑応答
⑬本事業受講者のフォロー
⑭打合せ
　甲と乙は事業の進捗報告や進め方について必要に応じ打合せを行うこと
⑮報告書の作成
　各期終了後１か月以内に、報告書および収支報告書を提出する
⑯委託期間終了までの受講者の起業状況の確認・報告
　年度末までの各期の受講者の起業状況について確認し報告すること

（２）個別個票・アンケート
　受講者の個別個票（船橋市への同意書等を含む）・アンケートを実施回収し、集計と分析結果を本事業終了後、提出すること※個別個票・アンケート内容については、受託事業者・会議所で協議し決定する

（３）受講料の取り扱いについて
　徴収した受講料は、各期、甲の指定する口座へ納入すること

５．委託金支払いについて
　甲は乙の指定する口座へ上期・下期に分け、徴収した受講料納入・報告書の提出後
　支払うこととする

６．委託料に含むものについて
　①講師謝金
　②講師交通費

③教材・チラシの作成・広告宣伝費・備品・発注に係る費用
④会場代
⑤その他甲が事業運営に必要と認めた費用

7．その他

（1）甲が行う業務
①受講者の募集案内（乙ともに行う）
②受講料の設定（乙と協議の上決定する）
③対面での開催の場合、当所会館の会場貸出し

（2）甲は、受講者へ教材・資料他の郵送代、受講料徴収に係る決済手数料として、徴収した受講料の 20%を乙に支払う。

（3）受講者が増減した場合の取り扱い
受講者は 50 名として見積書を作成すること。但し、受講者数増減による費用の増減は、見積書の欄外に記載すること。受講者の申込状況により、変更契約等の措置を講ずるものとする。

（4）新型コロナウイルス感染症の対応について
新型コロナウイルス感染症への甲乙の対応は下記のとおりとする。感染の拡大状況により甲乙協議のうえ開催の可否を判断できるものとする。尚、政府や地方自治体による緊急事態宣言の発令やイベント中止要請等があった場合、対面での本事業は中止とする。中止となった場合は委託料の支払いは発生しないものとする。また、徴収した受講料については申込者へ返金する。

＜甲が行う対応＞
①消毒用アルコールの設置
②体温及び緊急連絡先の管理

＜乙が行う対応＞
①マスクの持参及び会場内でのマスク着用の周知
②会場内の換気の徹底
③非接触型体温計による受講者への体温チェック
④受講者同士の間隔を空けた配席の設定

（5）乙は本業務遂行にあたり、甲と密接に連絡をとり、その承認を受けて作業を進めること。また実施に当たって疑義が生じた場合には、速やかに甲と協議し、その指示を受けること。

（6）本事業と係る印刷物・その他の版権および業務において作成したデータ結果及び作成過程のデータは甲に帰属すること

（７）乙は個人情報保護の理念に則り、業務上知り得た個人情報を業務受託中・終了後に関わらず、他人に漏らしてはならない。また企業の秘密情報についても同様とする。

（８）受講者募集に関する事前セミナー・フォローアップセミナーについては、本事業を受託した団体が行うものとし、その開催内容や報償等については、船橋市と協議の上遂行する。

（９）委託仕様書に記載がなくとも、本事業を遂行するうえで当然必要な施行上の事項については、乙の負担において処理する。

（10）本仕様書に定めのない事項で、かつ業務遂行上必要となる事項については、その都度甲乙協議のうえ決定する。